

## 本宿自治会班長の引継ぎ事項

班長は班の用務を処理し、班を代表する

### 班長さんの仕事

◆前年度の班長さんから引継ぎを受けましたでしょうか。

### 確認して下さい

◆前年度の班長さんは、新年度の班長・評議員(組長)が決まり次第、速やかに本宿自治会(会長)へ報告する。  
この際には、氏名・住所・電話番号に誤記がないか確認願います。

### ・定期総会(年1回4月) ・評議員会(年2回・9月と翌年2月)

◆新年度の班長さん、評議員さん(組を代表する=組長)の参加をお願いします。  
旧班長さんは引継ぎの関係にて総会の参加をお願いします。

### 班長さんの用務

- ① 班長(防犯・防災)の表示板は自宅の外から見える場所へ掲示下さい。
- ② 自治会年会費の徴収、会費(月額200円)は5月中旬までに自治会館へ納入願います。
- ③ 募金の取り組み、赤十字募金は5月・共同募金と年末助け合い募金は10月に納入願います。
- ④ 回覧板(各種行事や各団体等の案内連絡等)の配布 <自治会→班長→組長→会員へ>
- ⑤ 市の広報「ちがさき」の配布(毎月1日と15日) \*届き次第早めの回覧をお願いします。
- ⑥ 自治会への入会者・脱会者が発生した時には速やかに自治会役員へ届け書を提出願います。
- ⑦ 自治会員(班内)の訃報は、速やかに自治会館へ連絡願います。この際に自治会の脱退か、継続の場合には入会者の氏名変更等の確認を行い報告願います。
- ⑧ 防犯灯(球切れ)や安全ミラー(破損)に不都合が発生した時には自治会館へ届け出をお願いします。
- ⑨ 年間行事の納涼祭(盆踊り)・もちつき大会・運動会・防災訓練等各種行事への積極的な参加をお願いします。
- ⑩ ゴミ集積場所で問題が発生した時には速やかに役員・環境指導員へ連絡願います。
- ⑪ 次年度の班長・組長は3月末までに選出して自治会館か役員へ報告願います。
- ⑫ 班長任期中、特に苦勞されたことや未解決の問題等は新班長へ引継ぎ願います。

## 自治会とは

住民の方々が生活する基盤として、お互いに協力し合い、住みよい町のために自主的に組織された任意団体であり、コミュニティづくりの中心となっております。

茅ヶ崎市において自治会は、行政文書等の配布やゴミ収集場所の管理などの環境衛生、交通安全など良好な地域社会を形勢して行くこと。また、地域住民の親睦と連帯の場所としての役割を担っております。